

平成30年度 第1回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成30年7月31日（火）16時30分開会
恵庭市役所 2階 204会議室

平成30年度第1回恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

平成30年7月31日（火）16時30分～17時20分

2. 会場

恵庭市役所 2階 204会議室（恵庭市京町1番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（7名出席）

（1）公益代表

川股 洋一（会長）、猪口 信幸（会長代行）、佐山 美恵子

（2）被保険者代表

神田 美佐子

（3）保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信、島田 直樹

（4）被用者保険等保険者代表

欠席

【事務局（恵庭市）】

副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、
納税課長、各担当主査

4. 議事録署名委員

佐山 美恵子（公益代表）、平中 良治（保険医代表）

5. 審議事項

議案第1号「平成29年度国民健康保険特別会計決算」について

6. その他

報告説明

① 平成30年度国民健康保険特別会計の状況について

② 特定検診受診者に対するインセンティブについて

③ 歯科健康診査について

7. 閉会

1. 開会

○保健福祉部次長の進行により開会

委員の皆様には、何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。
ただいまより、国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、3名の委員の方につきまして所用のため欠席との連絡がありましたのでご報告いたします。

2. 副市長挨拶

○北越副市長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

また、日頃から市政全般及び国民健康保険事業に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の運営協議会の議案は、国民健康保険特別会計における「平成29年度決算」となっております。平成29年度は国保広域化前の最後の決算となりました。平成24年度から引き続いております赤字の解消とはなりませんでした。6年連続の赤字決算となりました。しかしながら、単年度の収支におきましては約1億円の黒字決算となり、この間の歳入歳出両面における改善策が成果になったものと考えております。

また、本年4月1日から、国保制度始まって以来の大きな制度改正となります、国保広域化がスタートいたしました。被保険者の皆様においては大きな変更点はありませんが、制度の周知等に努めた結果、順調に移行したものと考えております。後程、新制度上での状況等につきまして、ご報告いたしますので、ご意見など賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本市の国保会計は累積赤字を有しており、厳しい財政状況に変わりはありますが、引き続き委員皆様のご理解ご協力のほどをよろしくお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

2. 会長挨拶

○川股会長

皆様、暑い中、また、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただいま、副市長からお話がありましたが、本日は、平成29年度国民健康保険特別会計決算についてでございます。

その他、報告で3点ありますので後ほど、事務局から説明がございます。

29年度は単年度の黒字決算だったということを聞いております。そういったことも含めまして、30年度からは新しい会計になっておりますのでその関係についても後ほど、

事務局から説明がございます。

本日の議事運営について皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

3. 議事録署名委員の選出

○保健福祉部次長

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行は、運営協議会規則第 5 条の規定により、議長は会長が行うこととなっております。会長、よろしくお願いいたします。

○川股会長

それでは早速議案審議に入りますが、恵庭市国民健康保険運営協議会第 11 条の規定により議事録署名委員 2 名を置くこととなっております。議事録署名委員は私からご指名させていただきたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます、異議なしでございます、それでは指名させていただきます。佐山委員、平中委員を議事録署名委員に決定します、よろしくお願いいたします。

それではさっそく議案審議に入らせていただきます。議案第 1 号平成 29 年度恵庭市国民健康保険特別会計決算について事務局より説明をお願いいたします。

4. 議案審議 議案第 1 号 平成 29 年度国民健康保険特別会計決算

○国保医療課長より報告

最初に、お手持ちの資料について確認いたします。

事前に皆様に送付いたしました、本日の運営協議会の次第等をまとめた議案、「平成 25 年度から平成 29 年度の国民健康保険医療費状況」の資料、そして、「平成 30 年度国民健康保険税の収入見込みについて」の 3 種類でございます。なお、前回の運営協議会で「案」としてお示しいたしました、第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健診等実施計画を机上配布しておりますので後ほどご確認願います。

それではお手元にあります、議案の 2 ページ目＜議案第 1 号＞「平成 29 年度恵庭市国民健康保険特別会計決算」についてご説明いたします。なお次ページの「参考資料①決算の(概要版)」には、その内容や制度の解説も含めて記されておりますので、両ページをご覧くださいと存じます。

なお説明は、時間の関係上、主要な項目を抽出して行い、金額も千円未満を省略させていただきますと存じますのでご了承願います。

それでは、右欄の歳出からご説明いたします。

まず総務費ですが、内容といたしましては「国保特別会計に従事する職員の人件費や事務費、この運営協議会の経費」などを賄っております。

平成 29 年度の執行状況ですが、システム改修に係る委託料の減などにより、8,675 千円の執行残となっております。

次に保険給付費であります。内容は「病院での窓口一部負担を除いた医療費の『療養給付費』や、『療養費』、高額の医療費に対し支払われる『高額療養費』、出産育児一時金を支払う『出産育児諸費』や、『葬祭給付費』などから構成されており、国民健康保険特別会計歳出の約 60%を占めております。

執行状況ですが、保険給付費全体で 278,216 千円の執行残となっております。保険給付費の歳出は総じて減少傾向出であります。大きく減少した要因としましては、被保険者数の減少に伴う療養給付費の減少が要因と考えております。

次に、後期高齢者支援金・拠出金ですが、『後期高齢者医療制度』に対し、現役世代が支えるための支援金で、各保険者の加入人数などにより算定されております。執行状況は、予算編成時に見込んだ被保険者数や一人当たり単価が減少していることにより、30,240 千円の執行残となっております。

次に前期高齢者納付金・拠出金ですが、予算編成時より前期高齢者納付金の加入者一人当たりの負担調整額が引き上げられたことにより、2,053 千円を補正しており、納付金として納める経費及び事務費分として、2,736 千円が決算額となりました。

ひとつ飛ばしまして、介護納付金ですが、執行状況は、対象となる加入者の減少等により、43,316 千円の執行残となっております。

次に、共同事業拠出金ですが、執行状況は 143,454 千円の執行残となっております。

次に「特定健康診査等事業費」について説明いたします。健診率は 24.8%となり、前年比プラス 0.4%となりました。執行状況は予算算定時に見込んだ受診者数よりも減少したことに伴う委託料の支出減により、7,077 千円の執行残となりました。

次に、保健事業費ですが、国民健康保険法に定められた、健康増進事業に要する経費で、脳ドックや 65 歳以上の一般分被保険者に対するインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種に対する助成が主なものであります。助成件数が当初見込んだ数より少なかった事により、2,420 千円の執行残となりました。

次に、「諸支出金」ですが、内容は前年度分の医療費に対する国などからの交付金における超過交付分の返還金や、国保税の還付金となります。

平成 29 年度は、医療費と特定健康診査の費用に対する国庫負担金の返還金として 74,189 千円を補正し、74,198 千円を返還しております。諸支出金全体では 695 千円の執行残となりました。

次に、「前年度繰上充用金」ですが、前年度である平成 28 年度の決算において赤字決算となったことから、次年度の平成 29 年度会計において、赤字額 331,713 千円を

繰上充用として補正いたしました。実際の赤字額は 331,712,562 円であります。

以上、歳出合計額は最終予算額 8,628,624 千円に対して、決算額は 8,114,498,439 円となり、514,125,561 円の執行残となっております。

次に左側の歳入についてご説明いたします。

まず、国民健康保険税ですが、右の歳出に対し国庫負担金など法律に基づく歳入以外はこの国保税で賄うこととなります。平成 29 年度の収納決算額ですが、予算に対する不足額は 125,408 千円となりました。

5 ページをご覧ください。縦列の中ほどにある収納率は、下から 3 行目の現年課税分で 96.03% となり、前年度との比較で 1.44%、滞納繰越分も 3.49%、合計で 5.45% 上昇しております。被保険者数の減少に伴う調定額の減少により、収納額は対予算、対前年ともに減少しておりますが、調定額が減少する中での収納率向上は収納確保に努めた結果と考えております。また、右の枠内にあります『一世帯あたり・一人あたり調定額』につきましても、前年度との比較で、総じて減少しており、所得の低い被保険者の割合が増えていることがうかがえます。

2 ページにお戻りいただき、次に国庫支出金の決算状況ですが、『療養給付費負担金』では当初予算に加え 104,766 千円を増額補正しておりますが、この内訳は平成 28 年度の赤字決算に伴う繰上充用の歳入側充当財源として 81,511 千円、歳出、諸支出金の交付金の超過交付に対する返還金支出の歳入側充当財源として 23,255 千円を増額補正したことから、実際の収入額との間に乖離が生じ、214,598 千円の収入減となったところであります。『財政調整交付金』につきましても、広域化に伴うシステム改修やシステム構築に関する国庫補助として 2,710 千円、歳出・諸支出金の交付金の超過交付に対する返還金の財源として 7,299 千円、合計 10,009 千円を増額補正いたしました。国庫支出金の決算額としては医療費の減に伴う療養給付費負担金の減等から予算に対する不足額は 268,731 千円となりました。

次に療養給付費交付金の執行状況ですが、対象者の減に伴い予算に対する不足額は 50,394 千円となっております。

次に『前期高齢者交付金』の執行状況ですが、加入者一人当たりの負担調整額が引き上げとなったことにより、当初予算に +192,255 千円の交付額となりましたので、繰上充用の財源として 190,202 千円、歳出側の前期高齢者納付金補正財源として 2,053 千円を補正し、予算と同額の収入となりました。

次に道支出金の執行状況ですが、『財政調整交付金』は広域化に伴うシステム構築費として 350 千円、歳出・諸支出金の交付金の超過交付に対する返還金の財源として 7,299 千円、合計 7,649 千円を増額補正いたしました。道支出金の決算額としては、予算に対してプラス 2,966 千円となりました。

次に共同事業交付金についてですが、『高額共同安定化事業交付金』につきましては繰上充用の歳入側の財源として 60,000 千円、『保険財政共同安定化交付金』につきまして

は、歳出の諸支出金における返還金支出の財源として 36,336 千円を増額補正いたしました。対象となる高額な医療費が当初見込みに対し減少したため、『高額共同安定化事業交付金』が予算額に対して 98,488 千円の不足、『保険財政共同安定化交付金』が予算額に対して 211,257 千円の不足となりました。

次に繰入金について説明いたします。

繰入金は、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものですが、法定分・任意分に分かれております。法定分として一般会計から繰り入れされる職員費事務費分について、人事委員勧告に伴う増額措置により 628 千円を補正予算措置し、604,296 千円となったところであります。

次の諸収入につきましては、国保税の延滞金、第三者行為及び不正不当利得等に係る医療費の返納金などがありますが、不正不当利得にかかる返納金及び第三者行為に係る納付金が当初見込んでいた額より多く納付されたため、予算額より諸収入全体で 4,581 千円の増となっております。

以上、歳入合計は予算現額 8,628,624 千円に対して、決算額は 7,881,880,524 円となり、予算現額に対する不足額は 746,743,476 円となっております。

以上の結果、平成 29 年度決算額は 232,617,915 円の歳入不足となり、平成 28 年度に続いての赤字決算となりましたが、単年度収支においては前年度に続き黒字となり、黒字額は 99,094,647 円となりました。

簡単に総括いたしますと、歳入側では国保税の収納率向上による歳入増や、国保運営全般に渡る経営姿勢評価による国からの特別交付金の獲得により、歳入確保に努めたところではありますが、歳入全体では減少しております。また、歳出側では被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少や後期高齢者支援金及び介護納付金が減少したことにより、歳出全体でも減少しております。結果、歳入、歳出共に減少しておりますが、歳出の下げ幅がより大きかったことにより単年度では黒字となったところです。

なお、国保特別会計全体における赤字分につきましては、平成 30 年度予算に同額の繰上充用金を補正予算として計上し処理したことを申し添えいたします。

別添資料としまして、平成 25 年度から平成 29 年度の国民健康保険医療費状況を配布させていただいております。こちらの説明は省かせていただき、後ほどお目通しを願えればと思います。

なお、平成 28 年度会計に続き、平成 29 年度会計においても単年度収支で黒字を計上することとなったことから、平成 30 年度についても単年度黒字及び累積赤字額の縮減に向け、努力して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、平成 29 年度国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げましたがよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○川股会長

ただいま、事務局から議案第 1 号についての説明がございましたが、質疑はございませんか。

<質疑なし>

それでは、質疑がなければ議案第 1 号「平成 29 年度国民健康保険特別会計決算」は承認いただくということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは議案第 1 号は承認されました。
日程のその他についてなにかございますか、事務局より説明願います。

5. その他

○国保医療課長

その他について 3 点ございまして、まず 1 点目が資料でお配りしております平成 30 年度国民健康保険特別会計についてでございます。

平成 30 年度からは国保広域化により、保険給付費は全額北海道から交付されます。また、後期高齢者支援金や介護納付金等も北海道が負担することとなり、市からの歳出は予算時に示された国民健康保険事業納付金と保健事業費のみとなります。従いまして、歳出側での不安定要素は解消され、6 月に当初賦課を行った時点で、平成 30 年度の決算状況の予測が出来ます。平成 30 年度の当初賦課の状況を担当主査より報告いたします。

○国保管理主査

項番 1、30 年度国民健康保険税の収入見込についてをご覧下さい。平成 30 年度の当初の課税額が決定しました。例年の傾向を元に年度末の税収見込みを算出しました。当初の賦課額を元にして、過去 3 年間の年度末の調定額の増減率を掛けて 30 年度末の調定額を見込みました。

調定額は、年度当初に比べて年度末は若干の減少になりますので、今年度も当初に比べて年度末は減少する見込みで算出しました。

次に、過去 3 年の収納率の平均を年度末調定額に掛けて、収納予定額を算出しました。現年課税額で見ると、予算額 11 億 9,360 万 1,000 円に比べて 10 億 7,981 万 4,131 円の収入予定額であり予算に比較して 1 億 1,378 万 6,869 円の収入不足が見込まれます。

予算に比べて、課税額が減少した原因ですが、被保険者数は予算見込と賦課時の差は大きくずれてはいないため、所得の平均が下がっているものと推測しています。

次に項番 2、当初予算と収入見込との比較をご覧ください。当初予算と収入見込との比較ですが、現年と滞納繰越分を合わせて 30 年度当初予算における税収は 12 億 4,402 万 4,000 円を見込みました。

上の表で見込んだ様に当初課税額を元にした 30 年度の税収見込は 11 億 3,270 万 2,547 円であり、予算と比較して 1 億 1,132 万 1,453 円の不足が見込まれます。

ただし、滞納繰越分の収入が例年の傾向から、予算よりも 3,000 万円程度上まわることが見込めること、納付金の実際の請求額が予算額よりも 4,000 万円低かったことを差引くと 1 億 1,000 万円引く 3,000 万円引く 4,000 万円 4,000 万円程度の税収の不足となることが予想されます。

また、今後、平成 29 年度負担金や交付金精算や、平成 30 年度の道交付金額の確定等に伴い、最終的には 6,000～7,000 万円程度の不足が予想されます。

次に項番 3 番目をご覧ください。現行税率と道から示された標準保険料との比較の表でございます。

現行税率は現在の恵庭で採用している税率です。

標準保険料率は都道府県統一の算出基準による、市町村ごとの保険料率の標準的な水準として示されたものです。

標準保険料率(市町村算定方式)は市町村に配分された納付金を支払うために必要な各市町村の算定基準にもとづく保険料率で、現在の恵庭の応能、応益の賦課割合にあわせた税率を示されたものです。

標準保険料率と市町村算定方式の保険料率は 30 年 1 月に納付金の本算定が示された際に同時に示されたものです。

表でご覧になれますように、標準保険料率では所得割は下がりますが均等割、平等割の合計は上がる傾向です。

市町村算定方式の標準保険料率は所得割、均等割、平等割、共に現行税より上がることであります。

次ページの項番 4 の試算の資料をご覧ください。道から示された標準保険料率を用いた試算の資料を作成しました。

30 年度当初賦課の被保険者数、所得総額で標準保険料率を採用していた場合、どれだけの収入が見込めるか算出しました。

まず、標準保険料率を使用した場合の当初の賦課調定額を算出した後に、冒頭の 30 年度の税収見込の場合と同様に、年度末への調定額の増減率、収納率を掛けて収入予定額を算出しました。

滞納繰越分は現年の税率を変えても税率は変わりませんので冒頭の表と同じ額を表示しています。

現年分で見ると収入予定額は 10 億 8,982 万 7,452 円であり、現行税率での現年分

の収入見込 10 億 7,981 万 4,131 円と比べて 1,001 万 3,321 円の増収が見込まれます。

項番 5 番をご覧ください。道から示された市町村算定方式の標準保険料率を用いた試算の資料を作成しました。

先程の 4 番目と同様に、30 年度当初賦課の被保険者数、所得総額で市町村算定方式の標準保険料率を採用していた場合、どれだけの収入が見込めるか算出しました。

現年分で見ると収入予定額は 11 億 2,010 万 7,569 円であり、現行税率での現年分の収入見込 10 億 7,981 万 4,131 円と比べて 4,029 万 3,438 円の増収が見込まれます。

項番 6 番をご覧ください。現行税率と標準保険料率によるモデルケースの試算を行いました。条件は、30 年 6 月に開かれた道議会において各市町村の税額を示された際に使用された 65 歳以上の単身世帯で年金収入 150 万円の場合、40 代の夫婦 2 世帯で 1 人のみ給与収入 300 万円の場合を使用しています。今回の資料では合わせて、40 代の夫婦 2 人、子ども 2 人の 4 人世帯で 1 人のみ給与収入 300 万円の場合と、70 代の夫婦 2 人、夫の年金収入 200 万円、妻の年金収入 50 万円の場合で試算しました。

モデルケース 1 の場合、現行税率の場合に比べて、標準保険料率で年間 1,700 円の増加、市町村算定方式の場合で、年間 1,000 円の増加となります。

モデルケース 2 の場合、現行税率の場合に比べて、標準保険料率で年間 10,600 円の減、市町村算定方式の場合で 4,800 円の増加となります。

標準保険料率の場合、医療分の所得割の率が現行より下がるため、モデルケース 2 の場合、税額が下がる結果となります。

詳しくは表をご覧くださいになっていただきたいのですが税率、均等割、平等割が変わることにより夫婦 2 人世帯給与収入 300 万円の標準保険料率の場合を除いて、すべての場合で課税額が増加する結果となります。

今回は当初課税が決定したことを元に年度末の増収見込を作成しましたが、現行の税率では納付金を確実に賄うことは難しいと予想される状態であり、次年度に向けては税率の変更を検討しなければならないと考えています。

今年度は 11 月に納付金の仮算定が示される予定ですので税率を変更した場合の試算をさせていただきます。11 月末から 12 月に掛けての時期に運営協議会を開催させていただき、ご意見を伺いたいと考えておりますのでその節はよろしくお願いいたします。

以上で 30 年度の国保税の収入見込についての報告を終わります。

○国保医療課長

次に特定健診受診者に対するインセンティブについてであります。

前回の運営協議会で「案」としてお示しいたしました、データヘルス計画に記載しております、特定健診受診者に対するインセンティブについてですが、現在、市内のスポーツクラブと特定健診や特定保健指導の受診者に対して、何か医療費適正化に繋がるようなインセンティブを提供することが出来ないか交渉しているところです。詳細については

担当主査から説明いたします。

○国保給付主査

特定検診受診者に対するインセンティブの現状についてご報告いたします。

保険者努力支援制度の配点項目の一つにされております個人へのインセンティブの提供についてですが、先週開催された北海道主催の市町村連携会議で説明された平成 31 年度 of 取組の評価指標について説明があり、目的や実施方法の条件を満たす場合に引き続き評価対象となることとされております。

取組みの評価に当たっての条件の一つであります、住民の予防、健康づくりの取組みを推進する事業の観点から、現在、インセンティブの方法として検討しておりますのが、受診結果により特定保健指導の対象となる方に対しまして、特定保健指導の実施を市内スポーツクラブの施設を利用して実施してもらうという取組みであります。特定保健指導の対象の方が、施設を利用して運動の継続、数値の改善に取り組んで貰えるよう、継続して検診の受診、特定保健指導の実施を期待するものです。会議におきまして他市町村の取組み事例として、ポイントの付与を行っている事例が掲載していることもあります。

保険者努力支援制度において加点されるかはまだ現段階では分かりませんが、効果的な保健指導となるよう、どのようなプログラムとしてできるかにつきまして、今、スポーツクラブと検討している状況です。

○国保医療課長

続きまして歯科健康診査についてでございます。

前回の運営協議会で、データヘルス計画「案」に対し、歯科検診についてのご意見を賜りました。これについては計画に段階的拡大を記したところですが、後期高齢者に対する歯科健康診査が後期高齢者医療広域連合からの委託事業として、後期高齢者医療広域連合の財政負担のもと実施することが出来ます。現在、先行して実施している他市の状況を調査しており、実施について今後、検討したいと考えておりますところでございます。

以上、3 点の報告を終わります。

○川股会長

その他についての 3 点の報告、説明がございました。皆様からの質疑をお受けいたします。

<質疑なし>

○保健福祉部長

次回は11月頃を予定しておりますけれども、先ほどご説明したとおり、歳入不足に陥りそうな状況です。まだ2億を超える赤字がある中で、更に赤字を増やすことは難しいと思っております。まだ確定ではないですが、税率を変更することを検討しております。11月になりましたら、提案させていただきたいと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

○川股会長

その他に何かございますか。なければ以上をもちまして本日の審議を終了させていただきたいと思います。

各委員の皆様の慎重なご協議と議事運営にご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。